

いじめ防止基本方針

兵庫県立篠山鳳鳴高等学校

1 本校の方針

明治9年、私立篠山中年学舎の創立以来掲げられてきた「国家有為の人材育成」の抱負と、昭和26年制定の生徒信条「勉強第一、正義の実行、身体の強健」のもと、ふるさとを愛し地域社会の発展に寄与する人間の育成、自らを鍛錬し自己実現を達成する自立した人間の育成、自立のこころを身に付け国家および国際社会に貢献できる人間の育成をめざして教育活動を展開している。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実したさまざまな活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は篠山藩校に端を発する伝統のある学校である。篠山の地に根ざし、普通科進学校として多くの人材を輩出してきた。

しかし、近年の少子化、入試制度の変更により、定員の減少、通学範囲の広域化など学校環境の変化が著しい。そのため良き伝統を守りつつも、時代に合わせた柔軟性のある教育活動の展開が必要とされているところである。

いじめについては、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

(別紙1 校内指導体制及び関係機関)

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。(別紙2 チェックリスト)

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。(別紙3 年間指導計画)

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。(別紙4 組織的対応)

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織を設置し、事態を調査し、解決に向けた取組をする。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

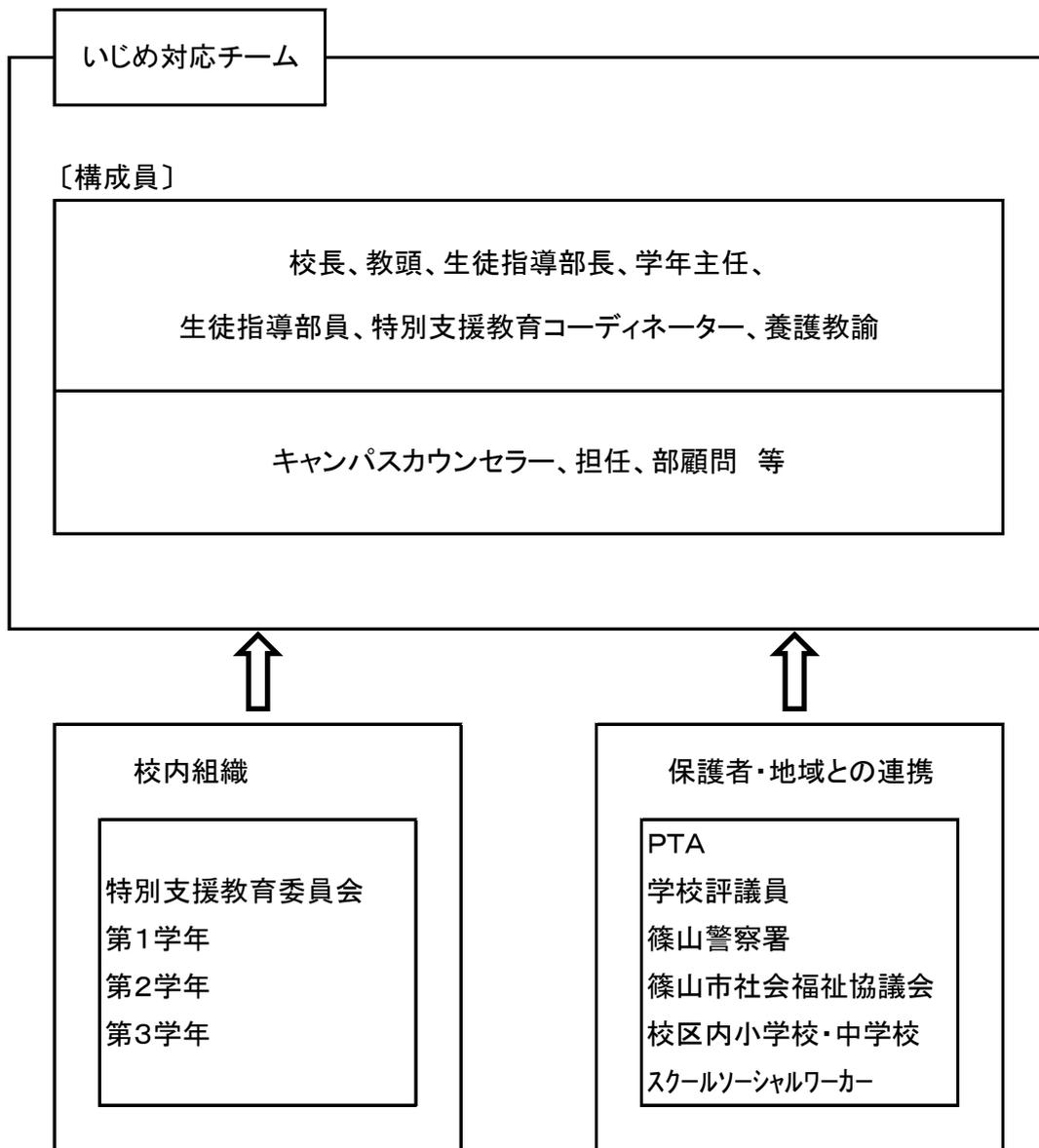
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組をおこなう必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策をおこなう必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行う。



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 些細なことでひやかしたりするグループがある
- クラスやグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある

いじめられている生徒

● 日常の行動・表情の様子

- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 顔色が悪く、元気がない
- ときどき涙ぐんでいる
- 遅刻・欠席が多くなる
- わざとらしくはしゃいでいる

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

● 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

● その他

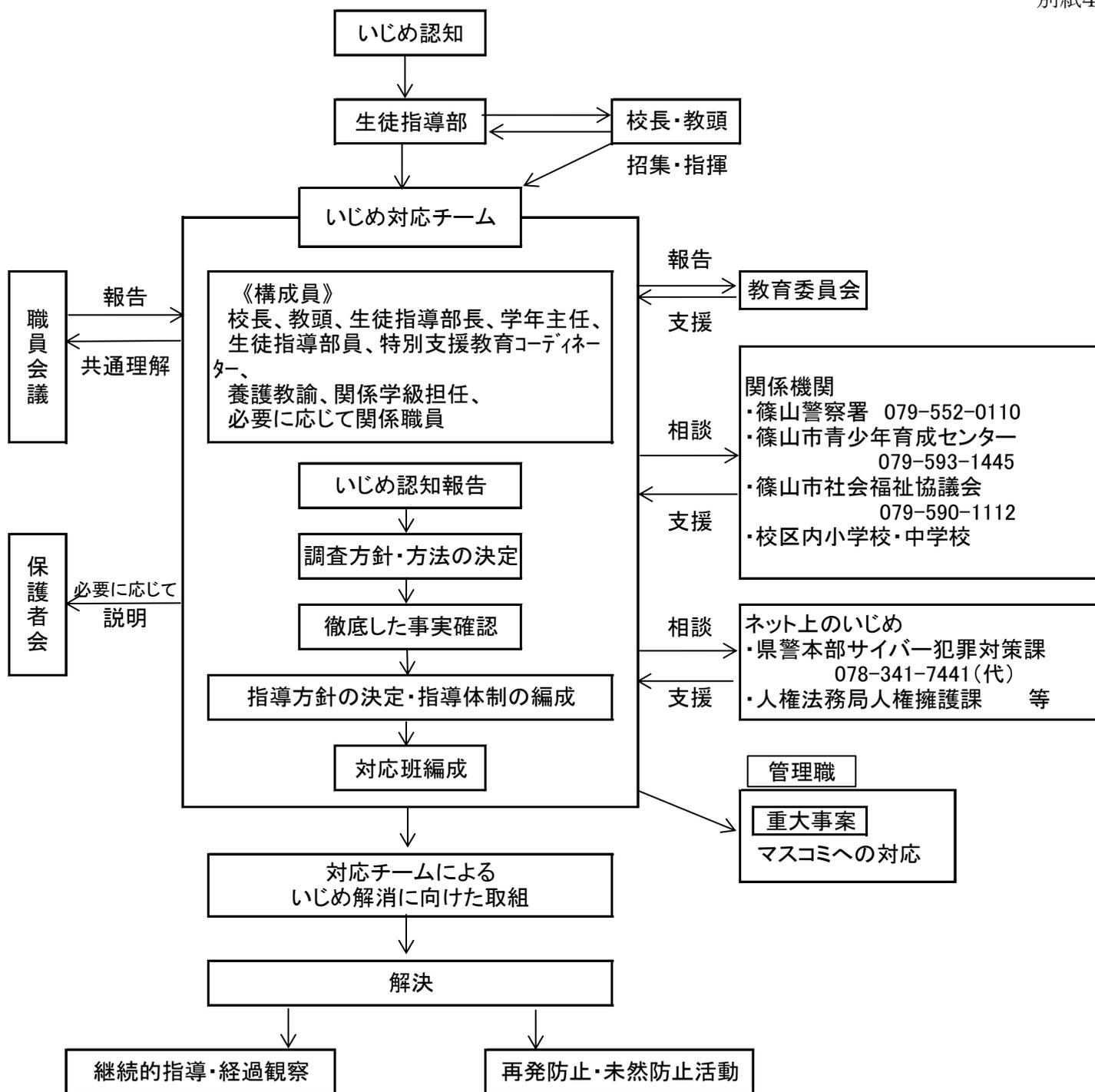
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 理由もなく成績が突然下がる

いじめている生徒

- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 多くのストレスを抱えている

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	職員会議等
4月	いじめ対応チーム会議 1年オリエンテーション合宿	1年生オリエンテーション 情報モラル講演会	個人面談	・いじめ対応チームは、生徒の情報交換や状況確認に関する会議を学期に1回以上行う。
5月	カウンセリングマインド研修 PTA総会		保護者懇談	
6月	鳳鳴祭	人権HR	いじめアンケート	未然防止に向けた取組 ・入学前に中学校との情報交換を行う。 ・いじめを許さない学校づくりを進める。 ・年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。 ・定期的に昼休みの巡回指導を実施する。 ・各個人の様子を学年会議・生徒指導部会等で情報交換を行う。 ・各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。 ・情報モラル講演会等を通じて、情報モラル教育の充実を推進する。
7月	いじめ対応チーム会議	生徒指導部長講話	生活実態調査 保護者懇談	
8月	カウンセリングマインド研修		三者面談	
9月				
10月	球技大会 いじめ対応チーム会議		いじめアンケート	
11月		人権HR		
12月		生徒指導部長講話	生活実態調査	
1月	2年修学旅行		個人面談 卒業生保護者アンケート	早期発見に向けた取組 ・いじめアンケートを各学期1回実施 ・個別懇談や三者面談を通じて、生徒の状況を把握する
2月	長距離走大会	人権HR	いじめアンケート	
3月	球技大会 いじめ対応チーム会議	生徒指導部長講話 中学校訪問		



生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

ネット上でのいじめの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性から罪悪感が低い。相手の気持ちが変わりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- (ア)生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- (イ)誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れて行う。